

# 高等教育の修学支援新制度 (授業料等減免・給付奨学金支給) 申請について

高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付奨学金)に関する申請等についてお知らせいたします。

## 《目次》

1. 申請書類等の配付について … p2
2. 高等教育の修学支援新制度の概要 … p3~p9
3. 申請について … p10
4. 給付奨学金予約採用候補者・在学予約採用申請者の方へ … p11
5. 家計急変の申請について … p12

### 申請書類の提出期限

給付奨学金 … 令和2年5月7日(木)

授業料等減免 … 令和2年5月7日(木)【申請書以外の書類は6月10日(水)】

お問合せ・申請先

宇部工業高等専門学校 学生課学生係

TEL:0836-35-4976

FAX:0836-31-6117

## 1. 申請書類等の配付について

---

新制度の申請を希望する学生に対して奨学金案内や申請書類一式を配付いたします。  
なお、授業料等減免については様式を本校ウェブサイトに掲載しておりますので、そこからダウンロードも可能です。

### 【学生課学生係窓口で受け取る場合】

平日8:30～17:00に配付いたします。

### 【郵送で受け取る場合】

郵送で受け取りを希望する場合は、学生課学生係まで連絡をしてください。

連絡を受けた翌営業日に発送いたします。

## 2. 高等教育の修学支援新制度の概要 ①

令和2年4月より大学等の高等教育機関における修学支援のための取り組みとして、高等教育の修学支援新制度が開始されました。

本制度では、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍出来るようになることを目的に、「**授業料・入学料の減免**」と「**返還不要の給付奨学金**」の2つの支援が行われます。

高専における対象は**本科4・5年生及び専攻科生**で、学業等に係る基準や家計に係る基準などを満たす必要があります。

なお、授業料等減免と給付奨学金、それぞれの手続きを行う必要がありますので申請を忘れずにお願いします。

## 2. 高等教育の修学支援新制度の概要 ②

### 【支援額】

#### ①給付奨学金(月額)

区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	17,500円	34,200円
第Ⅱ区分	11,700円	22,800円
第Ⅲ区分	5,900円	11,400円

#### ②授業料・入学料減免額

区分	入学料	授業料
第Ⅰ区分	84,600円	234,600円
第Ⅱ区分	56,400円	156,400円
第Ⅲ区分	28,200円	78,200円

区分は世帯の所得金額に基づき決定します。詳細はp6をご覧ください

## 2. 高等教育の修学支援新制度の概要 ③

### 【支給対象者の要件】①学業成績等に係る基準

基準の①か②のいずれかに該当すること

学年	基準①	基準②
本科4年生	本科1～3年生までの評定平均値が3.5以上 編入学生の場合は、在籍していた高校等の評定平均値が3.5以上	将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していること
本科5年生	本科4年生学年末のGPA(平均成績)等がクラスの上位1/2であること	修得した単位数の合計数が標準単位(進級必要単位)数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していること
専攻科1年生	本科4～5年生までのGPA(平均成績)等がクラスの上位1/2であること	将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していること
専攻科2年生	専攻科1年生学年末のGPA(平均成績)等が学年内で上位1/2であること	修得した単位数の合計数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していること

※基準に該当しても、適格認定における学業成績の基準において【廃止】に該当する場合は、対象外となります

## 2. 高等教育の修学支援新制度の概要 ④

### 【支給対象者の要件】②家計に係る基準(収入基準, 資産基準)

#### 1. 収入基準

令和元年度住民税情報(平成30年1月1日～12月31日の収入)によって日本学生支援機構が審査を行います。

区分	収入基準
第Ⅰ区分	申請者と生計維持者の市区町村民税所得割額が非課税
第Ⅱ区分	申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満
第Ⅲ区分	申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満

※支給額算定基準＝課税標準額×6%－(標準月額＋調整額)(100円未満切り捨て)

収入基準については日本学生支援機構ホームページにある「進学資金シミュレータ」で、おおよその目安が確認できます

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

## 2. 高等教育の修学支援新制度の概要 ⑤

### 【支給対象者の要件】②家計に係る基準(収入基準, 資産基準)

#### 2. 資産基準

申請日時点の申請者と生計維持者の資産額が基準額未満であることを満たす必要があります。

生計維持者の人数が2人の場合 …… 2,000万円未満

1人の場合 …… 1,250万円未満

#### 対象となる資産

- ・現金及びこれに準するもの(投資信託、投資用資産として保有する金・銀等)
- ・預貯金(普通預金、定期預金等)、有価証券(株式、国債、社債、地方債等)
- ・満期や解約により現金化した保険

## 2. 高等教育の修学支援新制度の概要 ⑥

### 【支給対象者の要件】③その他の要件

学業成績等に係る基準、家計に係る基準以外にも「大学等への入学時期等に関する要件」、「在留資格等に関する要件」を満たす必要があります。

詳しくは給付奨学金案内のp13～15を確認ください。

## 2. 高等教育の修学支援新制度の概要 ⑦

### 【適格認定】

支援の対象となった後、年2回、半期ごとに学業成績等の適格認定が行われます。

「廃止」の基準に該当した場合、奨学金の支給や授業料減免を受けられなくなります。

宇部高専において、学業成績などの基準に関する判定が行われ、その判定結果が機構に報告されます。



次のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められない場合、奨学金の支給が打ち切られます。（懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります。）

- (1) 退学・停学（無期又は3カ月以上）の処分を受けた場合
- (2) 修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合
- (3) 修得単位数が標準の5割以下の場合
- (4) 出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合

次のいずれかの場合には、「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支給が打ち切られます。

- (1) 修得単位数が標準の6割以下の場合
- (2) GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合（次のア、イに該当する場合を除く）
  - ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合
  - イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合
- (3) 出席率が8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合

### 3. 高等教育の修学支援新制度 申請について

「給付奨学金」、「授業料等減免」それぞれにおいて、申請の手続きを行う必要があります。

申請を忘れずに期限までに手続きを行ってください。

それぞれの詳しい申請方法は下記のページを確認してください。

- ・給付奨学金【提出期限：5／7（木）】

宇部高専ウェブサイト「奨学金制度について」

<http://www.ube-k.ac.jp/for-parents/scholarships-3/>

- ・授業料等減免【提出期限：申請書は5／7（木）、申請書以外の書類は6／10（水）】

宇部高専ウェブサイト「授業料免除について」

<http://www.ube-k.ac.jp/for-parents/exemption/>

## 4. 給付奨学金 予約採用候補者の方へ 給付奨学金 在学予約採用申請者の方へ

### ① 予約採用候補者の方へ

授業料減免の手続きについては別途、郵送にてお知らせいたしますので、届きましたら手続きをお願いいたします。

### ② 在学予約採用に申請した方へ

予約採用候補者の方と同様、授業料減免の手続きについては別途、郵送にてお知らせいたしますので、届きましたら手続きをお願いいたします。

## 5. 家計急変の申請について

予期できない事由により家計が急変し、緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認されれば給付奨学金の支援対象となります。

下表の事由に該当する場合は学生課学生係まで申し出てください。

	家計急変の事由
A	生計維持者の一方(又は両方)が死亡
B	生計維持者の一方(又は両方)が事故又は病気により、半年以上、就労が困難
C	生計維持者の一方(又は両方)が失職(非自発的失業の場合に限る。)
D	生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 (1)上記A～Cのいずれかに該当 (2)被災により、生計維持者の一方(又は両方)が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

※新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合は表のD:生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合に類するもとして取り扱います。